

# 質 問 ・ 回 答

令和 6 年 2 月 21 日公表

開札予定日	令和 6 年 4 月 2 日(火)
調 達 件 名	西部スラッジセンターで使用する特別高圧電力 拓北水再生プラザで使用する高圧電力
電気料金について	
質問 1	【よくある質問 2-8】において、「電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額のそれぞれを算定する上で銭未満を四捨五入」とありますが、弊社では各金額を算定するうえで銭未満を『切り捨て』としています。弊社が受注者となった場合、当該箇所の端数処理について、弊社取り扱いにに応じていただくことは可能でしょうか。
回 答	電気料金は契約約款第 11 条第 3 項に基づき、基本料金、電力量料金、燃料費調整額等はそれぞれ算定する段階では端数調整をせず、合算してから 1 円未満の端数を切り捨てて算定します。 【よくある質問 2-8】の回答を修正しましたので、ご確認ください。
質問 2	【よくある質問 3-7】に燃料費調整単価の取り扱いについて記載されていますが、弊社が受注者となった場合は、弊社の約款に定められている燃料費等調整の算定方法を適用することに同意いただけますか。
回 答	燃料費調整単価の算定方法については、契約書別紙「単価一覧」注 3 に記載のとおり、みなし小売一般電気事業者の用いる方法を準用します。 【よくある質問 3-7】を修正しましたので、ご確認ください。
契約書について	
質問 3	電力料金の支払期日について、弊社の約款では「一般送配電事業者等から受領した検針の結果等にもとづき、当社にて料金の請求が可能となった日」を『支払義務発生日』とし、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目の日を『支払期日』としています。弊社が受注者となった場合、『支払義務発生日』及び『支払期日』の取り扱いについて、弊社の約款に応じていただくことは可能でしょうか。
回 答	告示に契約書(案)でお示ししたとおり、本電力調達については、札幌市の契約約款により契約いたしますので、支払い期日については、契約約款第 11 条第 1 項及び第 4 項が適用となります。なお、この条項の内容を変更することはできませんのでご了承ください。
質問 4	弊社は『延滞利息制度』を導入しており、支払期日(支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目)経過後に電力料金が支払われる場合には、その経過日数に応じて年 10%の割合(1日当たり約 0.03%)で算定した延滞利息をお支払いいただくこととなりますが、これに応じていただけますか。 なお、延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10%の割合(閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。)を乗じて算定して得た金額としています。
回 答	本電力調達については、札幌市の約款を適用して契約いたしますので、遅延利息については、契約約款第 11 条第 6 項及び第 8 項が適用となります。なお、この条項の内容を変更することはできませんのでご了承ください。

仕様書について	
質問 5	<p>【西部スラッジセンターで使用する特別高圧電力の仕様書】について、契約の開始以降1年に満たないで電気の使用を廃止又は契約電力を減少しようとされる場合、弊社では需給契約の消滅又は変更の日に、料金(1年未満の使用部分に対し臨時電力(常時契約の1.2倍)を適用し、既に申し受けた料金との差額)を精算していただくこととしていますが、これを認めていただけるでしょうか。</p> <p>例えば、仕様書2(2)記載の令和6年12月に契約電力を減少しようとした場合、契約開始から1年が経過していないため、上記の精算金を申し受けることになります。</p>
回答	<p>仕様書2(2)アのなお書きにつきましては、機器の更新による最大電力の変動の検証が令和6年12月で終了する予定となっておりますので、「令和6年12月以降」と表記しましたが、事務の流れとしましては、7年1月以降に受注者と契約電力の変更について協議を開始させていただき、実際の契約電力の変更は供給開始から1年経過後の令和7年6月以降を想定しています。</p> <p>齟齬が生じないよう仕様書の表記を修正いたしましたので、ご確認ください。</p>